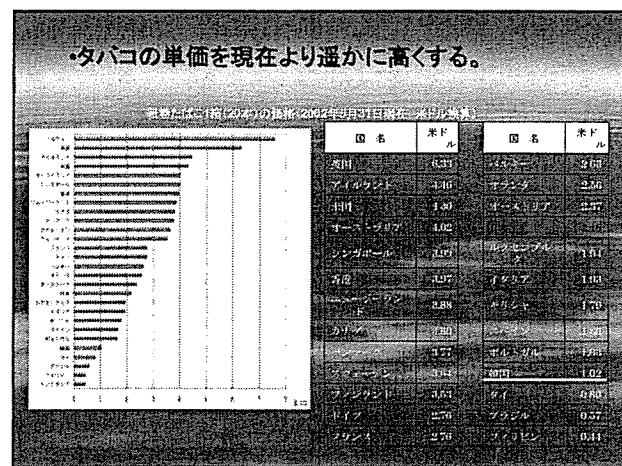
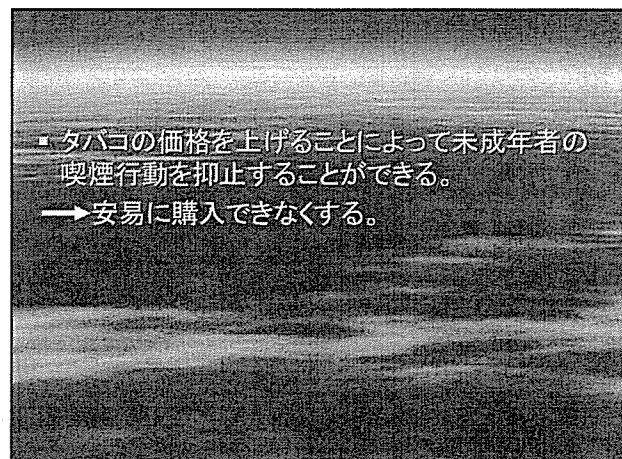
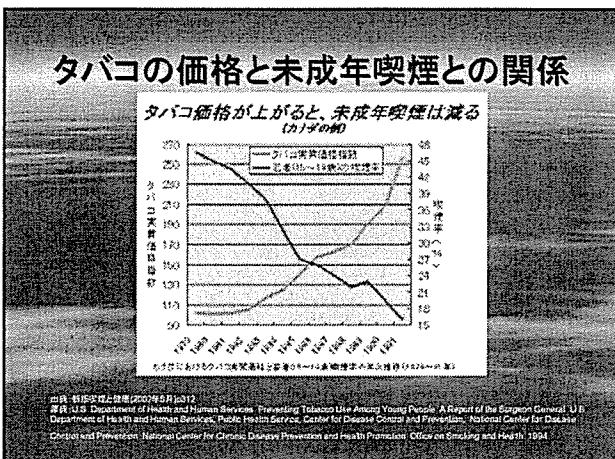


・身近な規則を徹底させることが喫煙防止につながる。



・タバコの単価を現在より遙かに高くする。



・タバコの価格を上げることによって未成年者の喫煙行動を抑止することができる。
→安易に購入できなくなる。

表13 タバコの個人削減(ふくひじゆ)について	中学生		高校生		全体					
	男	女	男	女	男	女				
2000	1994	2000	1994	2000	1994	2000				
自動販売機	92.1	55.1	55.1	55.6	75.1	58.2	69.2	71.1	71.0	
タバコ屋	4.9	9.5	12.5	0.0	24.1	18.6	3.7	12.3	15.4	14.9
タバコ・ライター屋	3.5	1.5	11.5	13.1	31.5	36.5	32.1	32.2	35.5	34.6
駄菓子屋	15.3	25.7	17.0	14.1	7.9	5.4	14.0	16.9	14.8	15.2
喫食文化店	34.0	29.7	37.6	29.6	11.2	30.6	12.1	33.4	39.7	32.3
飲食店・飲食	2.9	1.4	3.6	0.0	16.7	1.0	4.9	1.5	6.8	1.4
喫煙者	1.9	1.4	0.0	0.0	0.8	1.9	0.9	3.7	0.7	1.1
その他	2.9	1.4	7.1	3.7	2.1	1.6	0.9	9.9	2.7	1.1
計	103人	71人	56人	27人	291人	258人	5107人	65人	557人	124人

青少年のタバコの入手と喫煙行動に関するタバコ販売法強制の効果
【背景】未成年者に対するタバコ販売を禁止する法律の強制は、青少年のタバコの入手およびタバコ使用を減少させる方法として広く提唱されている。このアプローチが有効か否かは不明である。

【方法】過去にタバコ販売法強制(タバコ・セイジ)の実施がなされた地域と未実施の地域における未成年者のタバコの入手率と喫煙率を比較した。

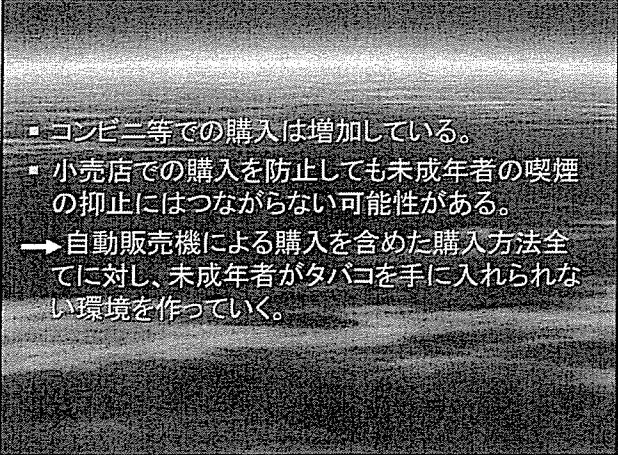
【結果】ベースラインでは、未実施地域では未成年者がタバコを買っていた割合が実施地域よりも高かった。強制実施後では、未実施地域では未成年者がタバコを買っていた割合が実施地域よりも低くなっていた(p < 0.001)。

しかし、強制実施地域では未成年者の喫煙率が実施地域よりも高くなっていた(p < 0.001)。

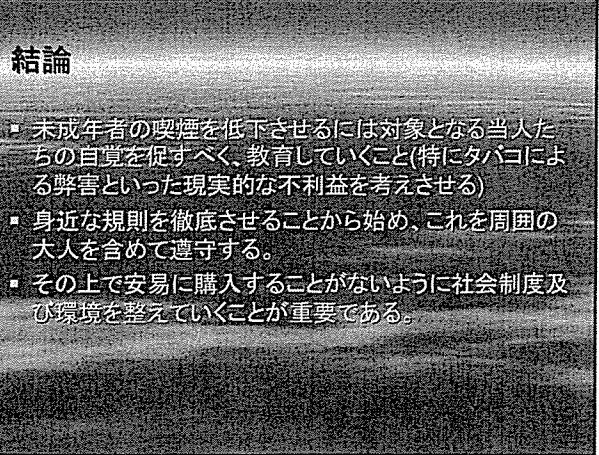
【結論】タバコ販売法の強制により、未成年者がタバコを買っている割合が減少したが、未成年者の喫煙率が増加した。

【結論】タバコ販売法の強制により、販売業者の法遵守が改善し、未成年者に対する違法販売が減少する。しかし、タバコの試験的購入法は、未成年者の自己用意のタバコ入手を防ぐ方針ではあるが、未成年者のタバコ入手率に対する影響は少ない可能性がある。

出典: THE EFFECT OF ENFORCING TOBACCO-SALE LAWS ON ADOLESCENTS' ACCESS TO TOBACCO AND SMOKING Nancy A. Rasmussen. J Engl J Med 1997;337:1041-51

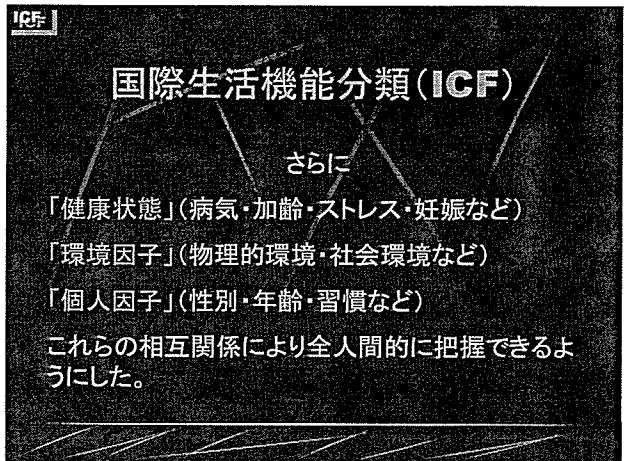
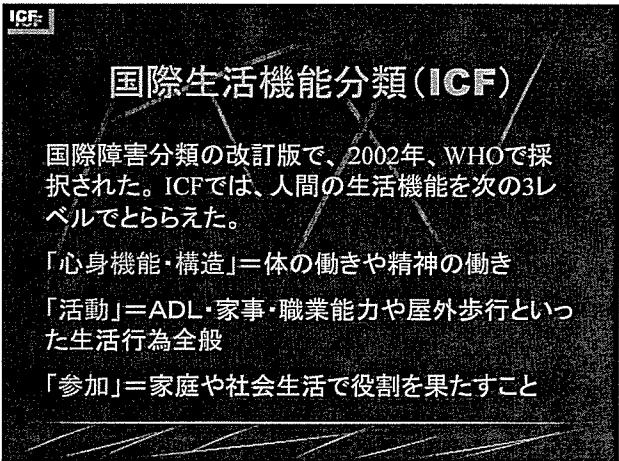
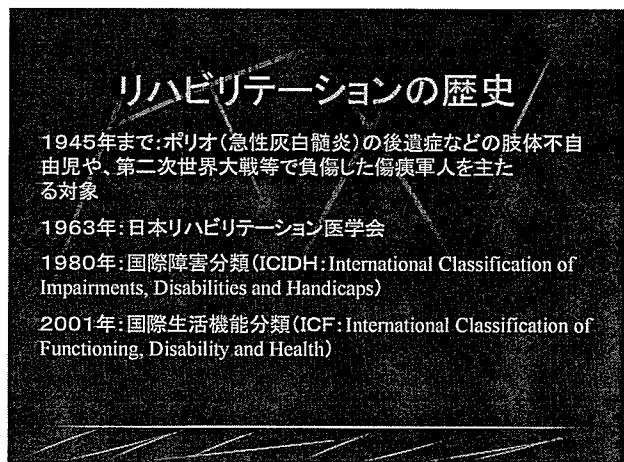
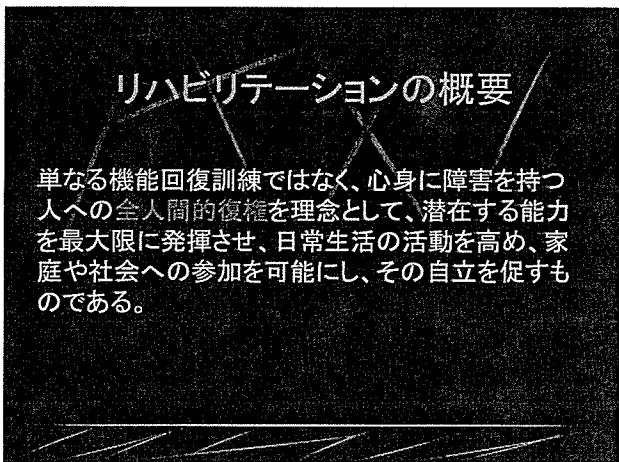
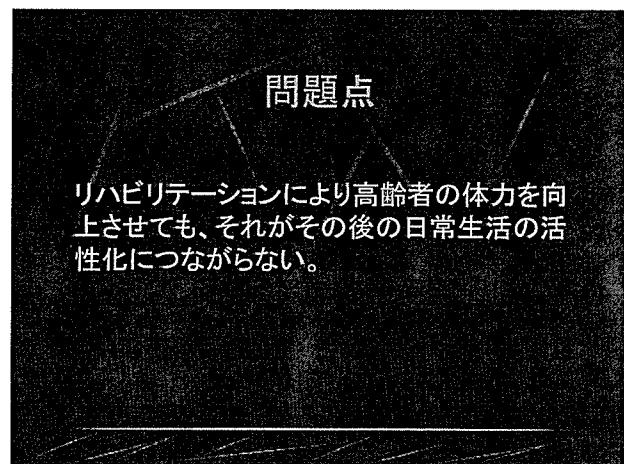
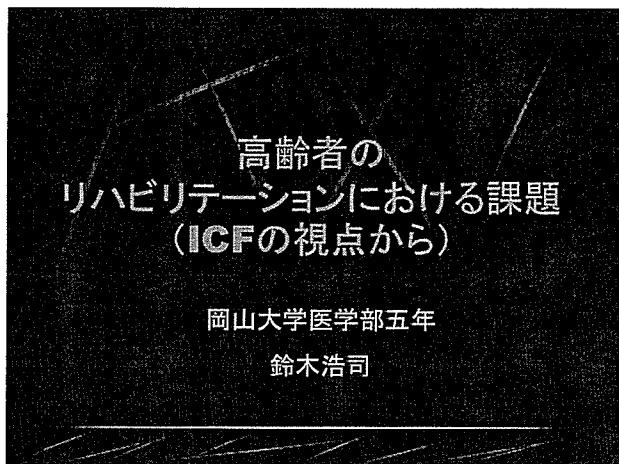


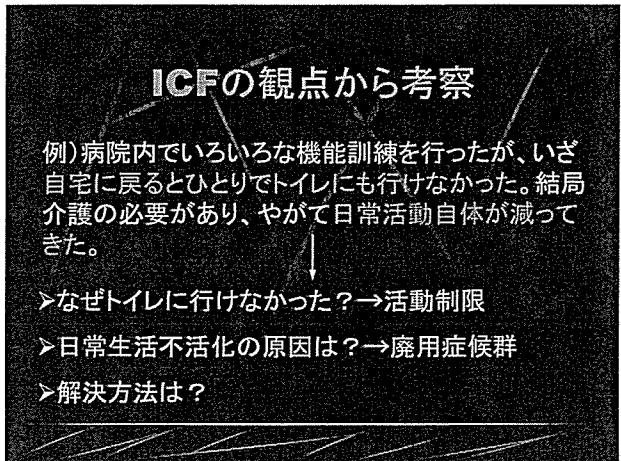
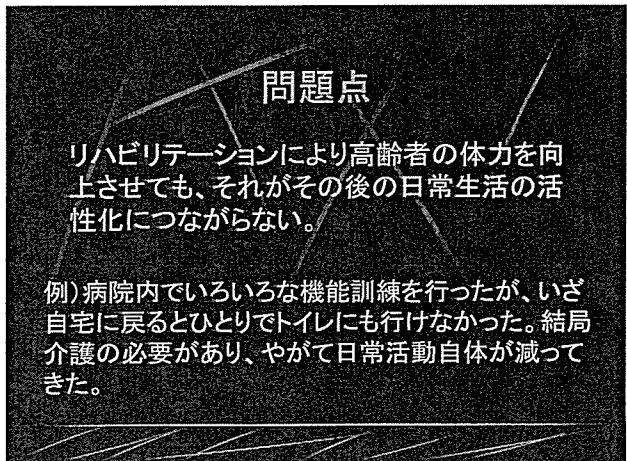
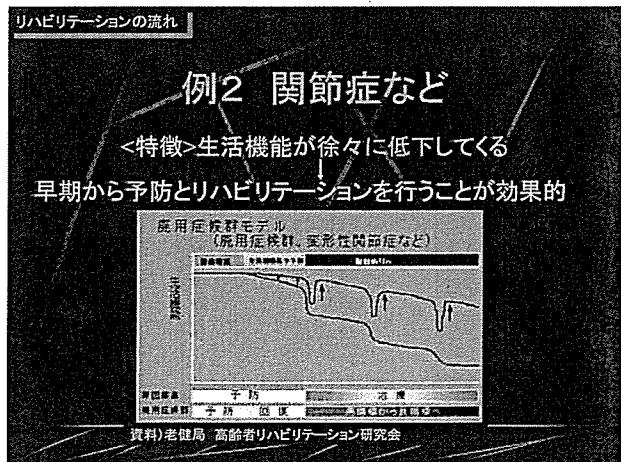
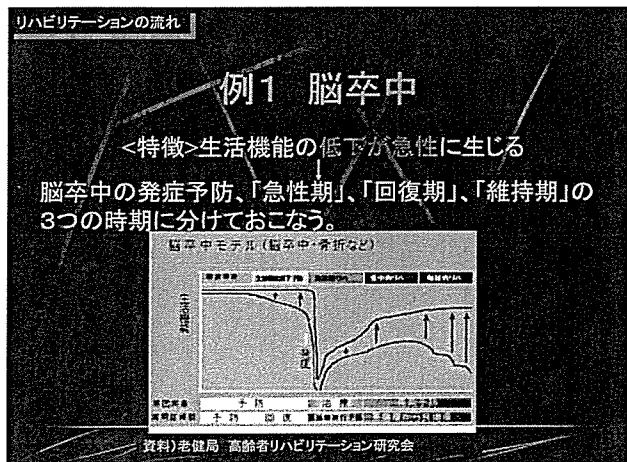
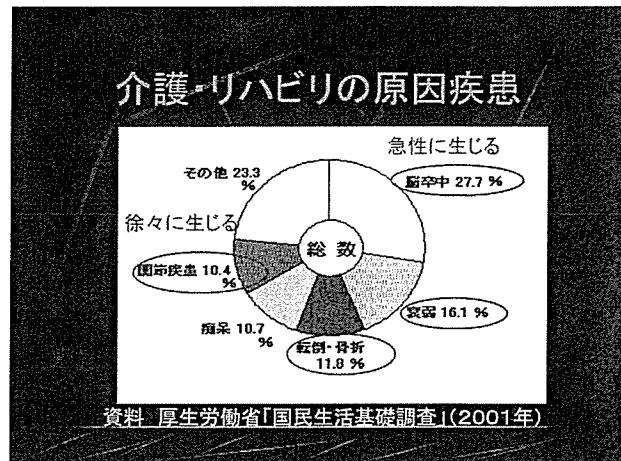
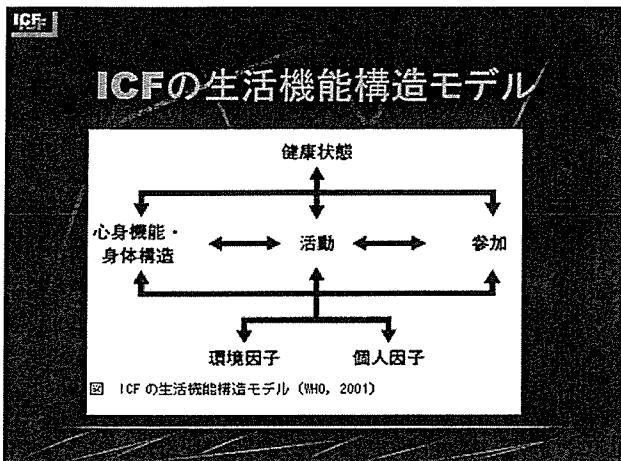
- コンビニ等での購入は増加している。
- 小売店での購入を防止しても未成年者の喫煙の抑止にはつながらない可能性がある。
- 自動販売機による購入を含めた購入方法全てに対し、未成年者がタバコを手に入れられない環境を作っていく。



結論

- 未成年者の喫煙を低下させるには対象となる当人たちの自覚を促すべく、教育していくこと(特にタバコによる弊害といった現実的な不利益を考えさせる)
- 身近な規則を徹底させることから始め、これを周囲の大人を含めて遵守する。
- その上で安易に購入することができないように社会制度及び環境を整えていくことが重要である。





▶なぜトイレに行けなかつたか?

リハビリテーションとしての機能訓練(歩行訓練や関節可動域の訓練)がおこなわれるが、実践訓練を想定したものではなかった。

ICFでいうと

ICFでいう「心身機能」レベルの訓練しか行われず、「活動」レベルまで考慮されなかつたために、『トイレに行く』といふ一連の流れを具体的に行動に移すことが出来なかつた。

▶日常生活不活化の原因
は?

『トイレに行く』などの日常生活を十分に行えなくなり、「活動」に制限が出てくる。それにより、使わなくなつた身体能力は低下していき、「参加」も制約されることになる。生活が不活化する。⇒廃用症候群

悪循環の歯車がまわりだし最悪の場合、寝たきり状態となってしまう。

▶解決方法は?

リハビリテーションの段階で

「心身機能」の回復訓練が中心になるのではなく、施設の訓練室、病棟・居室や通所サービスの訓練室などの設備をできるだけ実生活に近い環境にし「活動」レベルでのリハビリテーションをおこなうべきである。

例えば、台所に立って家事をしたり、衣服を脱いで入浴したり、買い物を想定して屋外で歩行を行うなどの日常生活のさまざまな活動をどのように高めるのか、という観点で考えてみる。

▶解決方法は?

在宅での訓練・指導について

患者・利用者が外泊したり、看護師、理学療法士、作業療法士などが患者の自宅を訪問したりして、在宅生活の場での活動向上訓練を行うことも考えてみる。また、退院後も在宅での日常生活の注意点など、各々の日常活動の指導しておく。

また、家具の配置を変えてみたり、必要に応じて福祉用具や住宅改修を導入する。

▶解決方法は?

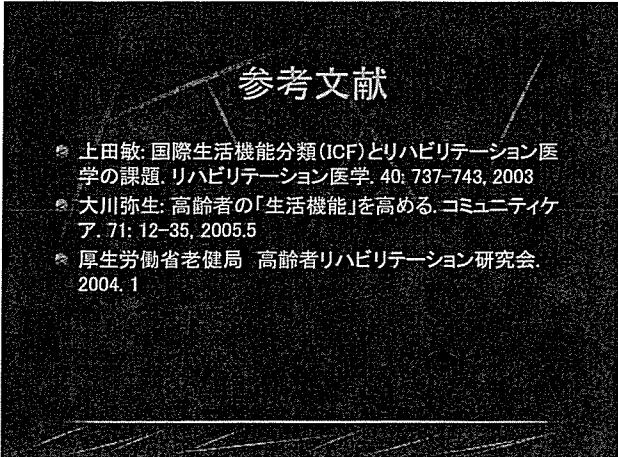
生活不活化(廃用症候群)予防

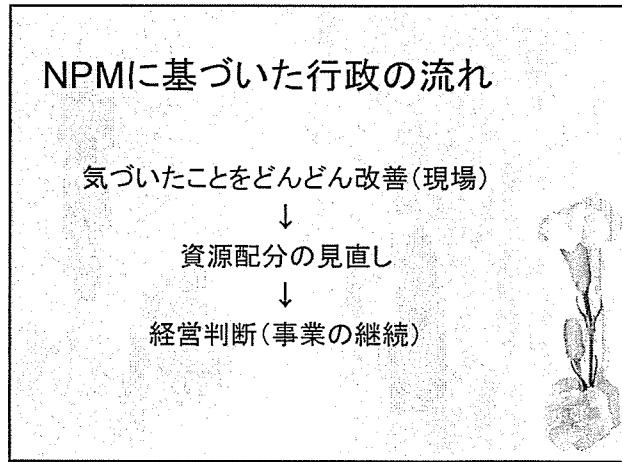
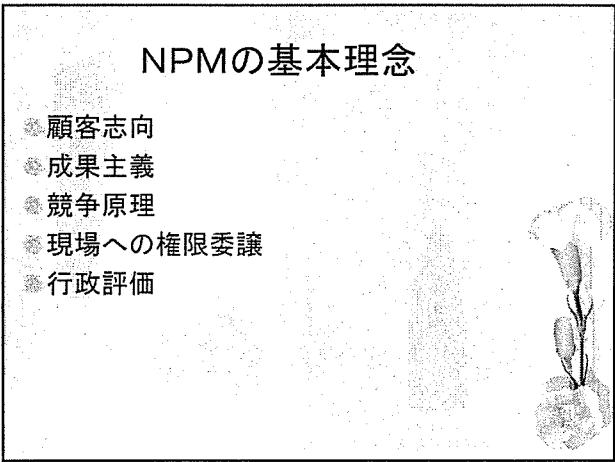
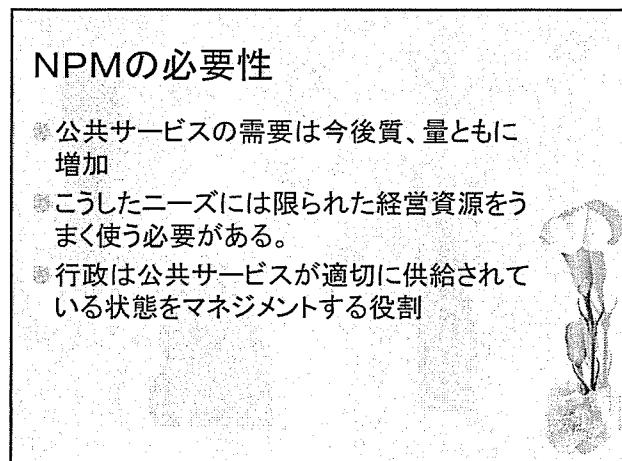
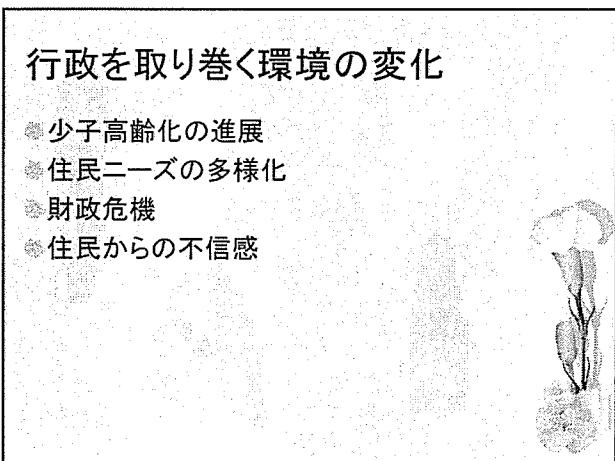
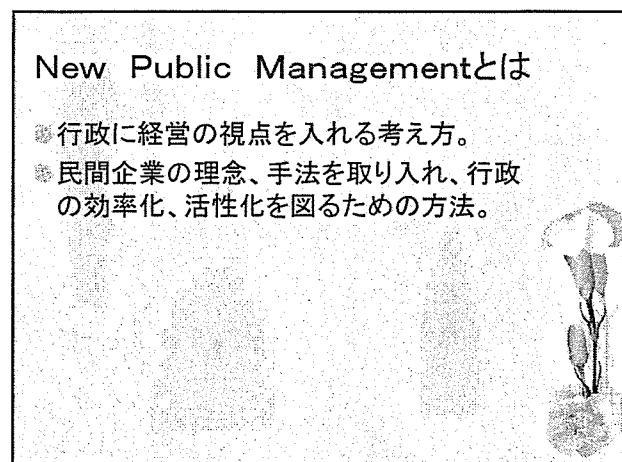
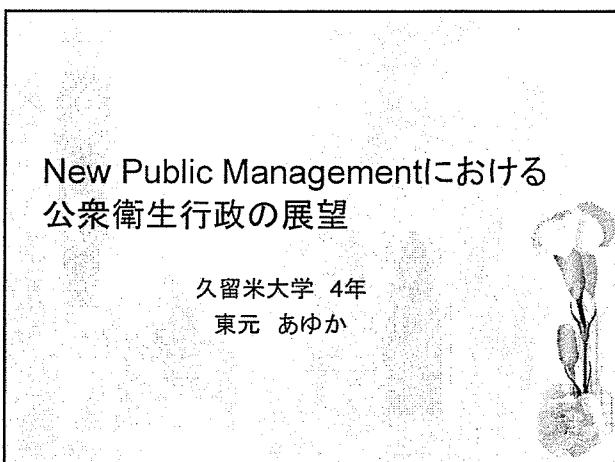
在宅や施設での原疾患の急性期から慢性期にわたる治療や療養において、本来必要である以上の安静(過度の安静)の指導がなされた結果生じる。早期離床や早期の日常生活活動の向上のための取組をおこなうようにする。

医療現場に限らず、介護の現場においても、「かわいそうだから何でもしてあげるのが良い介護である」、あるいは「安全第一」という考え方から、さらなる心身機能の低下を生じる可能性があるとを知っておく必要がある。

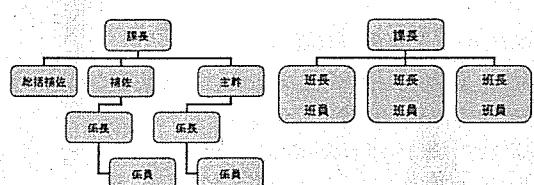
高齢者リハビリテーションの充実のために

- ✓「心身機能」のみではなく、「活動」や「参加」を重視したりハビリテーションを行う必要がある。
- ✓画一的なプログラムではなく、個々に合った実生活にそくしたリハビリテーションを提供し、効率よく日常生活に戻れるようにする。
- ✓「安静第一」的な考え方から生じる廃用症候群による悪循環を起こさせないようにする。





組織のフラット化



組織のフラット化のメリット

- 迅速な事務処理と意思決定が可能
- 機動的、弹力的な業務運営
- 権限と責任の明確化

公衆衛生行政における課題

- 最終的な評価の指標は健康の確保
- 科学的な検証を行わなければならない
- 健康度の指標は長期的な観察が必要
- 評価の指標に住民本位の観点(満足度や主観的指標)を取り入れること

公衆衛生行政の今後の役割とは…

- 住民との接点から得られた住民の声を、専門性の高い公衆衛生の評価に結び付けていく努力

- 住民との話し合いによって満足度や主観的指標を導き出すこと



医療と社会を結ぶ

医療費の支払い方式



産業医科大学 3年
田中 雅子

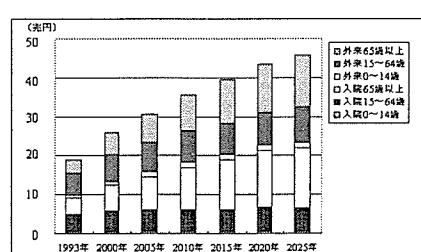
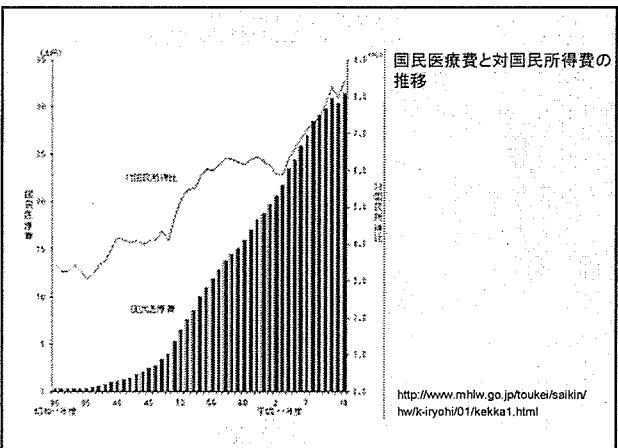
Masako TANAKA UOEH,Med-3rd
The-supremeworld-machako@jcom.home.ne.jp

Contents

- ①はじめに - 医療費の高騰 -
- ②医療費の決定因子としての医療費支払い方式
- ③出来高払い(fee for service)
- ④定額払い(fixed payment)
- ⑤今後の展望

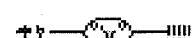
はじめに

- 医療費の高騰 -



医療費の支払い方式

* 医療サービスに対する、値段の付け方のこと。



医療費支払い方式が 医療システムに与える影響

- * 医療費抑制政策
- * 医療機関の経営方針や医療サービスの提供動態を決定

医療費の3要素



$$1\text{人当たりの診療費} = F_1 \times F_2 \times F_3$$

F_1 : 受診率(1人当たりの件数)
 F_2 : 1件当たりの日数
 F_3 : 1日当たりの診療費

医療費の決定因子

- 受療率
- 受療1回当たりの医療サービス量
- 医療サービス単価
- 管理費用

* 医療費の抑制は、4つの変数のうち、1つ以上に介入することで可能 !!

Contents

- ①はじめに - 医療費の高騰 -
- ②医療費の決定因子としての医療費支払い方式
- ③出来高払い(fee for service)
- ④定額払い(fixed payment)
- ⑤今後の展望

医療費の決定因子としての 医療費支払い方式

医療費の決定因子としての 医療費支払い方式

- 受療率
- 受療1回当たりの医療サービス量
 - ↑ 定額払い
- 医療サービス単価
 - ↑ 総額予算制度
- 管理費用

医療費支払い方式を検討するときの基準

- 医療サービスの質の向上に寄与するものであること。
- 患者の診療への協力/予防活動を促進すること。
- 医療の過剰/過小サービスを排除し、効率的な医療サービス提供に寄与すること。
- 事務処理が容易であること。
- 行政/医療機関等にとって予算を立てやすいこと。

各種の医療費支払い方式



出来高払い(fee for service)



定額払い(fixed payment)

Contents

- ①はじめに - 医療費の高騰 -
- ②医療費の決定因子としての医療費支払い方式
- ③出来高払い(fee for service)
- ④定額払い(fixed payment)
- ⑤今後の展望



出来高払い(fee for service)

出来高払い

- * 実際に提供された個々の医療サービス(画像診断・内服薬・注射...etc)に単価を設定して、その合計金額が保険者・患者より医療機関に対して支払われるもの。
- * 日本の診療報酬制度はこの方法を採用している。

の場合

- * 点数制
- * 1点=10円
- 例:心電図検査→150点
盲腸の手術→6420点

出来高払いの利点

- * 医師は積極的に新しい治療法を行う傾向にあり、新技術の導入・波及が円滑に行われる。
- * 治療内容が明確である。

出来高払いの欠点

- * 出来高払いでは、医師が診療行為を提供しただけ医師の報酬が増えることになる。
∴コスト意識が低く、過剰診療に陥りやすい。
- * 医療サービスの質については、医師の裁量権が大きいため逆に意識されにくい。

Contents

- ①はじめに - 医療費の高騰 -
- ②医療費の決定因子としての医療費支払い方式
- ③出来高払い(fee for service)
- ④定額払い(fixed payment)
- ⑤今後の展望



定額払い(fixed payment)

定額払い

- * 実施された個々の医療行為に関係なく、あらかじめ決まった定額を支払うもの。
- * 定額払いは、1日当たり・1件当たり・登録者数当たりなどの定額化の単位によって、さらに細分化できる。

定額払い

人頭払い方式(capitation)

- * NHS (National Health Service)
- * HMO (Health Maintenance Organization)

疾病分類別定額払い方式

- * DRG/PPS
(Diagnosis Related Group/Prospective Payment System)

①人頭払い方式 定額化の単位→/

- * 登録者数を単位とした定額払い。
- * 利用者はあらかじめ自分の利用する医師や病院に登録し、医師や病院は、その登録患者数によって定まった額の診療報酬を、実際の医療サービスの提供とは関係なく事前に受け取る。

NHS (National Health Service)

- * 医療機関を受診するか否かに関わらず、1年間1人当たりの健康管理費用を医療機関、プライマリ・ケア医師に支払う。

HMO (Health Maintenance Organization)

- * 地域・会社・団体などを対象とした、健康保険。健康保険グループの1つ。
- * 日本の保険グループと異なり、この組織の中に医師や病院などの医療機関が介入している。

- * 受益者にサービスを保障するために、HMOは医者および病院をその中に抱え込んで安定した患者の供給を約束する。

* その代償として、HMO患者に限っては入院料・手数料・材料費などを定額に、在院日数は短く抑えるという契約を結んでいる。

..ほとんどゼロに近い自己負担、短い在院日数が実現!!

②疾病分類別定額払い方式 定額化の単位→/

- * 支払いの対象は、一定の診断名や状態に対して行われたひとまとまりの医療行為すべて。

DRG/PPS

* Diagnosis Related Group: 疾患別関連群

* Prospective Payment System:

包括支払い方式

* 疾病や手術など診断群(DRG)別に1件当たりであらかじめ定められた料金を支払う方式(PPS)を、DRG/PPSと呼ぶ。

- * 病院医療費抑制策として、メディケアの入院医療費で1983年に初めて導入された方式。
- * 現在では多少の修正が加えられて、民間保険のプランでも利用されるようになっている。

③日本における定額払い方式の導入 定額化の単位→/

- * 平成15年4月1日から、全国の大学病院で、入院費用の計算方法が従来の出来高払い方式から包括払い方式に移行した。
- * 今回の改革では、1日あたりの定額払いになる。

定額払いの利点

- * 入院日数・薬剤・検査の内容とは関係なく支払い額が決定するため、過剰サービスへのインセンティブが抑制される。
- * 出来高払い・定額払いでは期待できなかった予防医療についてのインセンティブをもたらす。
例:治療以外の予防・健康相談・健康診断など

定額払いの欠点

- * コストを下げるほど医師の所得が増えるため、必要な処置や検査をしない、必要な薬剤を投与しないなど、医療の質を下げてしまう懸念がある。
- * PPSは医療の内容を分かりにくくしてしまう。

- * 利用可能な医療機関や医師が一定の供給ネットワーク内に制限される。 
- * 登録制の場合、診療内容の適切性を主治医以外の第三者が判断する利用度管理プロセスや、患者の受診行動管理を行うゲートキーパー制の導入によって受診制限が加えられることがある。

総額予算制度 (global budgeting)

- * 独立した診療報酬支払方式ではなく、通常出来高払い・定額払い・人頭払いに併用される。
- * 医療サービスの質についてのインディケーター導入、医療情報開示が十分に行われていない状況での総額予算制度の導入は、医療サービスの質低下をもたらすおそれがある。

表2 出来高払いと定額払いの比較

	出来高払い	定額払い(DRG/PPS)
支払単位	医療サービス行為	診断名・疾患名
危険負担(費用が予想を超えた場合の費用負担者)	患者・保険者	医療機関
診療のインセンティブ	過剰診療(overuse)	過小診療(underuse)
医療コスト負担	小	大
医療サービスの質についての意識	小	大
病院経営上のインセンティブ	売上増加	コスト削減
子助医療	インセンティブなし	インセンティブなし

注) 定額払いとしては、急性期医療をはじめ行われる DRG/PPS (Diagnosis Related Group/Prospective Payment System) を例に取り上げた。

http://www5b.biglobe.ne.jp/~shihina_y/sy/sy-t-015.htm

Contents

- ①はじめに - 医療費の高騰 -
- ②医療費の決定因子としての医療費支払い方式
- ③出来高払い(fee for service)
- ④定額払い(fixed payment)
- ⑤今後の展望

今後の展望

今後の展望

- * 世界的には、
出来高払い → 定額払い → 人頭払い
...の方向にある。
- * 一部では総額予算制度が併用されている。

定額払いのデメリット対策

- * 医療サービスの質についてインディケーターを定め、質が低下していないか否かの検証を積極的に行う。
- * Evidence Based Medicine やクリニカルパスなどの医療の標準化を促進する。

人頭払いのデメリット対策

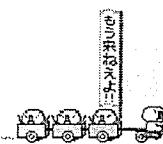
- * 受診機会が少ないほど医療機関の収益が増加するため、医療サービスの質について地域集団ベース(population base)で慎重に検討する。

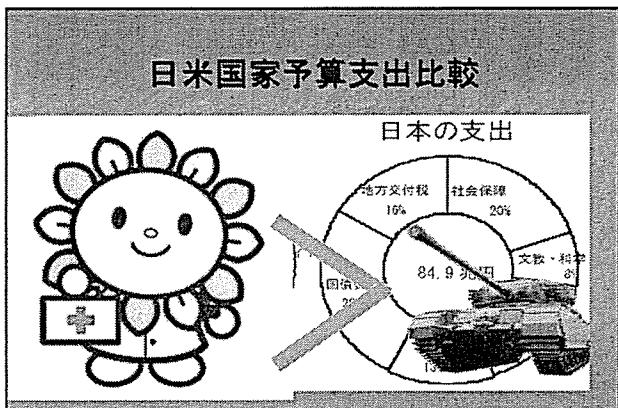
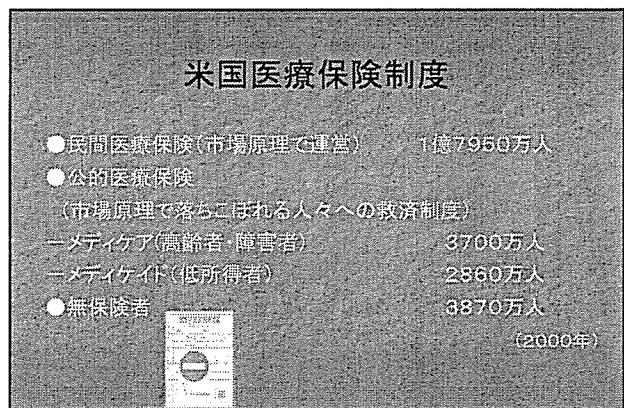
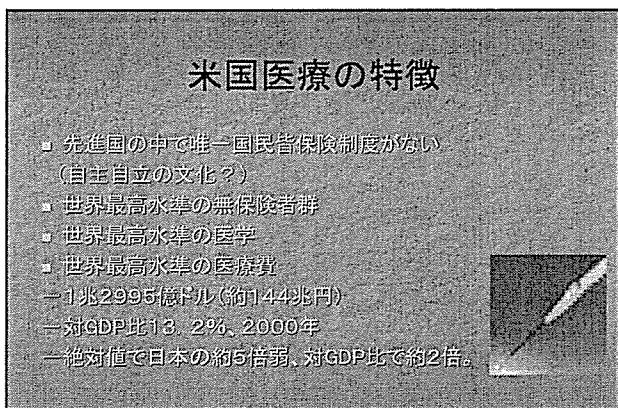
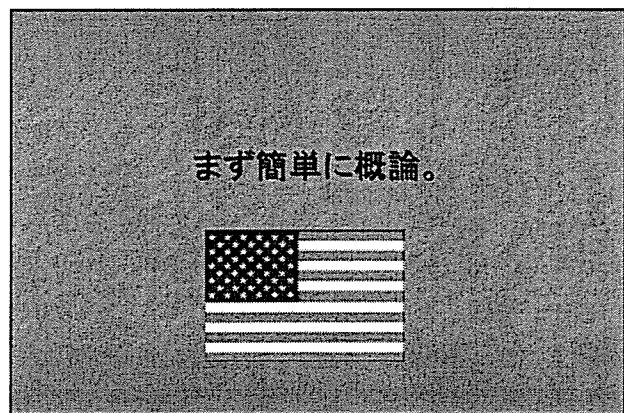
● の今後の展望

* 医療サービスの質についてのインディケーター設定、情報公開が未だ十分に進んでいない状況にある。

∴ 人頭払いにいきなり移行するよりも、むしろ出来高払いと定額払いの組み合わせを考えることが実際的。

ご静聴ありがとうございました



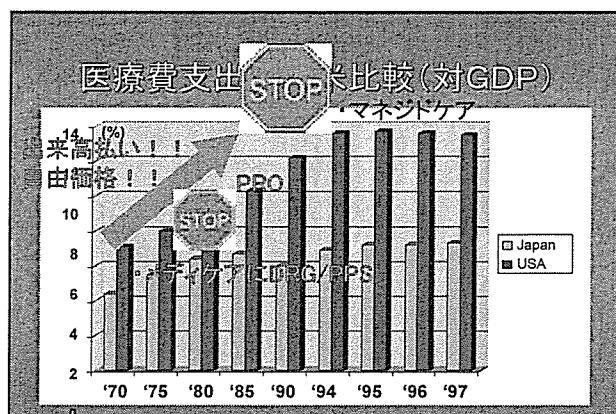


メディケア設立の背景



- アメリカ老人の半分が無保険者
- 手金で高齢者の医療制度を
- 1964年の選挙での民主党の大勝
- アメリカ医師会の猛反対
- 「政府による医療介入を招く」
- 「医療の社会主義化」

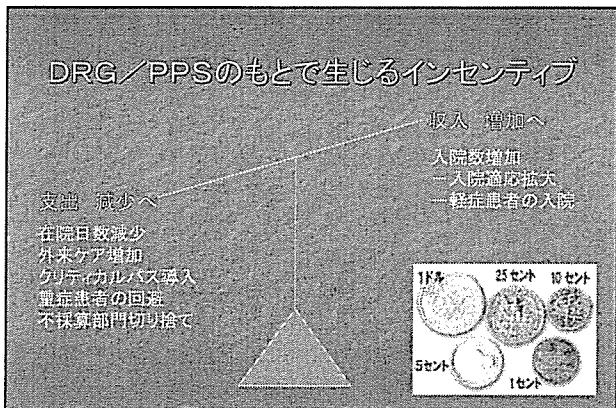
Lyndon Baines Johnson 第36代大統領



DRG-PPS

Diagnosis Related Group/Prospective Payment System

- DRG … 医師以外(看護師など)の人的資源、医薬品や病院施設などの物的資源、これらを合わせた医療資源消費量を基準として分類される。医学的な見地は関係しない。
- PPS … 個々の患者に実際かかったコストではなく、診断病名により定額制で支払われるというシステム。



医療警察「PRO」

Peer Review Organization
(医療者による査察機構)

- 1) 入院の事前審査
 - DRG／PPSにより入院数増加
 - 入院数の抑制、外来手術の奨励
- 2) 退院患者のカルテ抜き取り検査
 - 「不必要・不適切な入院」に支払いを拒否
- 3) 悪質な医師・病院をメディケアから排除